

浦 監 第 132 号
平成 22 年 2 月 25 日

浦安市監査委員	杉 山 元 三
同	黒 田 レイ子
同	秋 葉 要

平成 21 年度定期監査（都市整備部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 21 年度定期監査（都市整備部）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 11 月 30 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

都市整備部

3．監査の実施期間

平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 1 月 27 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 都市計画課

開発指導運営経費の印刷製本費について、『浦安市宅地開発事業等に関する条例等』の冊子を作成し、窓口において設計者や事業主等に無料で配布していた。無料配付の理由を確認したところ、本市の条例は他市に比べ厳しい内容となっており、関係条例や規則、要綱などを含め資料数が大変多く印刷物での周知が効果的であるとのことであった。冊子を作成することは理解できるが、本市の場合、市のホームページにおいても、冊子の内容と同じものが公開されており、自由に閲覧及びプリントアウトできるようになっていることから、冊子の有料配布について検討されたい。

(2) 交通安全課

自転車安全対策事業経費の賃金について、浦安市自転車安全利用に関する条例が平成 21 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、自転車安全利用指導員の配置について関係機関と調整を行っていたが、調整が整わず予算額 3,750,000 円全額を減額補正するとのことであった。事業計画は実行性を担保に立案されるもので、関係機関との事前調整がほぼ終了されていることが前提になる。今後は、実行性を確保した上で予算措置を講じるように努められたい。